

## 別紙5 事業報告の手引き

承認後、以下の事項については、プロジェクト支援担当省庁（担当省庁が複数ある場合にはそのいずれか）に対し、関係書類を添えて報告をしてください。

- ・申請書記入事項に重大な変更があった場合
  - ・申請書記入事項について重大な変更（プロジェクト実施主体の名称の変更、プロジェクト実施主体の構成の変更、プロジェクトの名称の変更を伴うような内容の大幅変更、プロジェクトの実施国の変更等）があった場合には、変更部分を報告してください。
  - ・申請書記入事項の重大な変更の理由が、プロジェクト設計書の内容の変更に伴うものである場合には、当該変更されたプロジェクト設計書も報告の際に添付してください。
  - ・上記変更のため、先の承認が無効となり、再度承認申請をする必要が生じることがあります。
  
- ・プロジェクトを中止した場合
  - ・本承認後に、申請者がプロジェクトを中止した場合には、その旨報告してください。
  
- ・ホスト国による承認書
  - ・ホスト国により承認を受けた場合は、承認書（写）を提出してください。
  - ・ただし、本承認申請にホスト国の承認書（写）を添付している場合は、提出する必要はありません。
  
- ・第三者機関によるプロジェクト審査報告書
  - ・CDMの場合は、第三者機関（指定運営組織）によるプロジェクトの有効化審査に関する報告書を提出してください。
  - ・JIの場合は、原則として、ホスト国による審査のみで第三者機関の審査は不要ですが、ホスト国の状況によっては、CDMと同様、第三者機関（独立組織）の適格性審査を受ける必要がありますので、その際は、第三者機関によるプロジェクトの適格性審査に関する報告書を提出してください。
  
- ・プロジェクトがJI又はCDMとして認められた場合
  - ・CDM理事会により、本プロジェクトがCDMとして認められた場合には、その旨報告してください。
  - ・JIの場合、原則として、ホスト国による承認のみでJIとして認められますので、の承認書（写）を提出すれば足ります。ただし、第三者機関（独立組織）の適格性審査を受けた場合には、最終的に6条監督委員会によりJIとして認められた際に、その旨報告してください。
  
- ・排出削減量等が発行・移転された場合
  - ・ホスト国（JIの場合）又はCDM理事会（CDMの場合）より、排出削減単位（ERU）又は認証された排出削減量（CER）が発行され、プロジェクト実施主体に移転された場合には、当該ERU又はCERの識別番号、移転元・移転先の口座名等を報告してください。